

名古屋大学

感染症対応マニュアル

(附属病院を除く)

2018年8月10日

名古屋大学感染症対応マニュアルの策定について

○策定の趣旨と経緯

先般、本学学生による麻しん発症の対応における、保健センター(保健所)からの指摘及び、留学生の結核感染の対応を受け、本部事務及び保健管理室等の関係部署にて、「名古屋大学感染症対応マニュアル」の策定作業を行った。

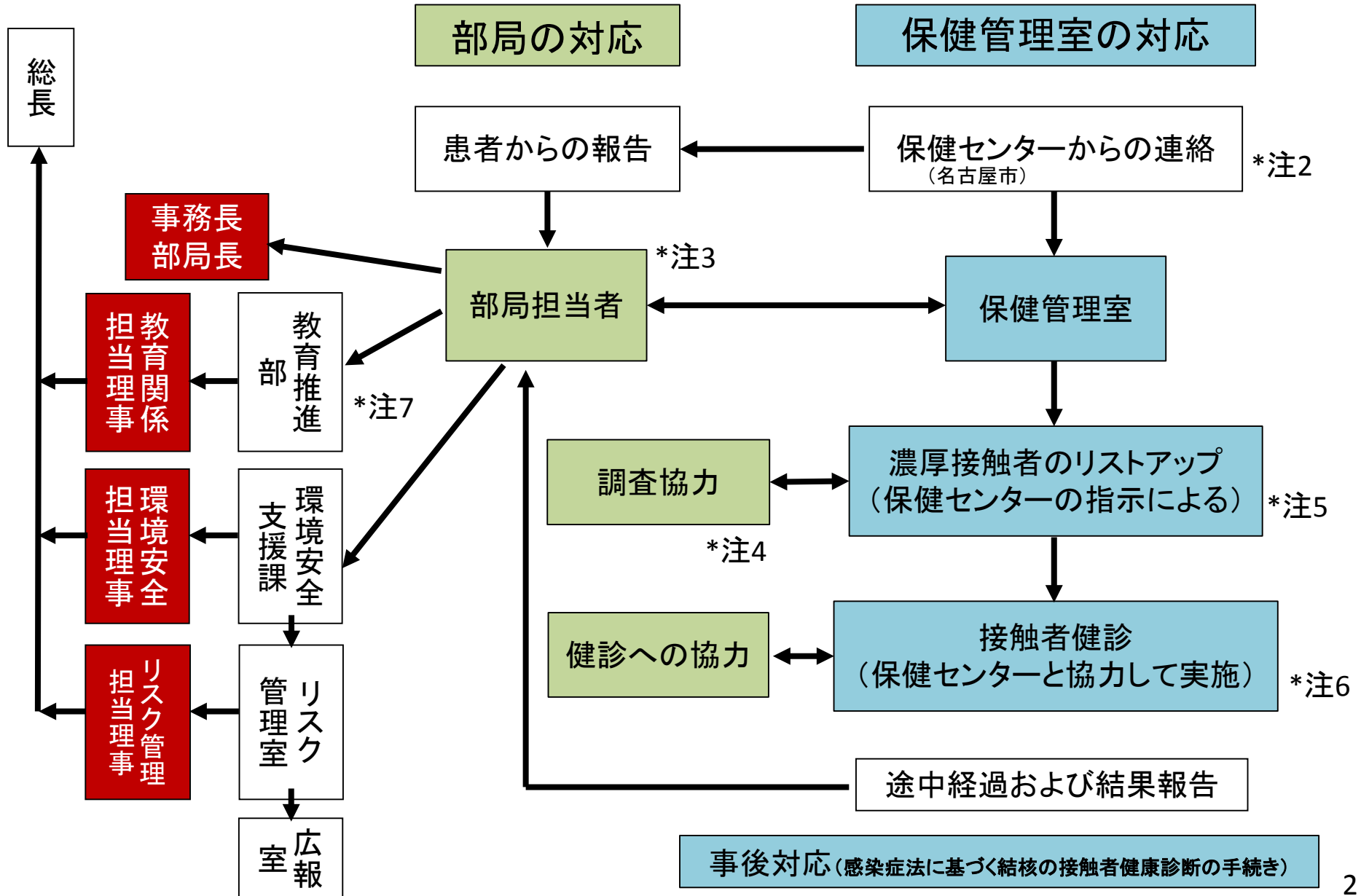
本マニュアルは、既往の「名古屋大学結核対応マニュアル」を基に作成したものであり、名古屋市保健センターと協議し、結核、麻しん、新型インフルエンザの3種類について、本学の連絡体制と留意事項を取りまとめたものである。

○一般共通事項

1. 本マニュアルは、学生・教職員全ての構成員に適用する。
2. 患者が学生の場合、第一報を受けた部局担当者は速やかに教育推進部及び環境安全支援課に連絡をすること。
3. 「感染性結核」、「麻しん」、「新型インフルエンザ」の各疾患毎に対応と留意事項が異なるため注意すること。

感染性結核対応マニュアル

*注1

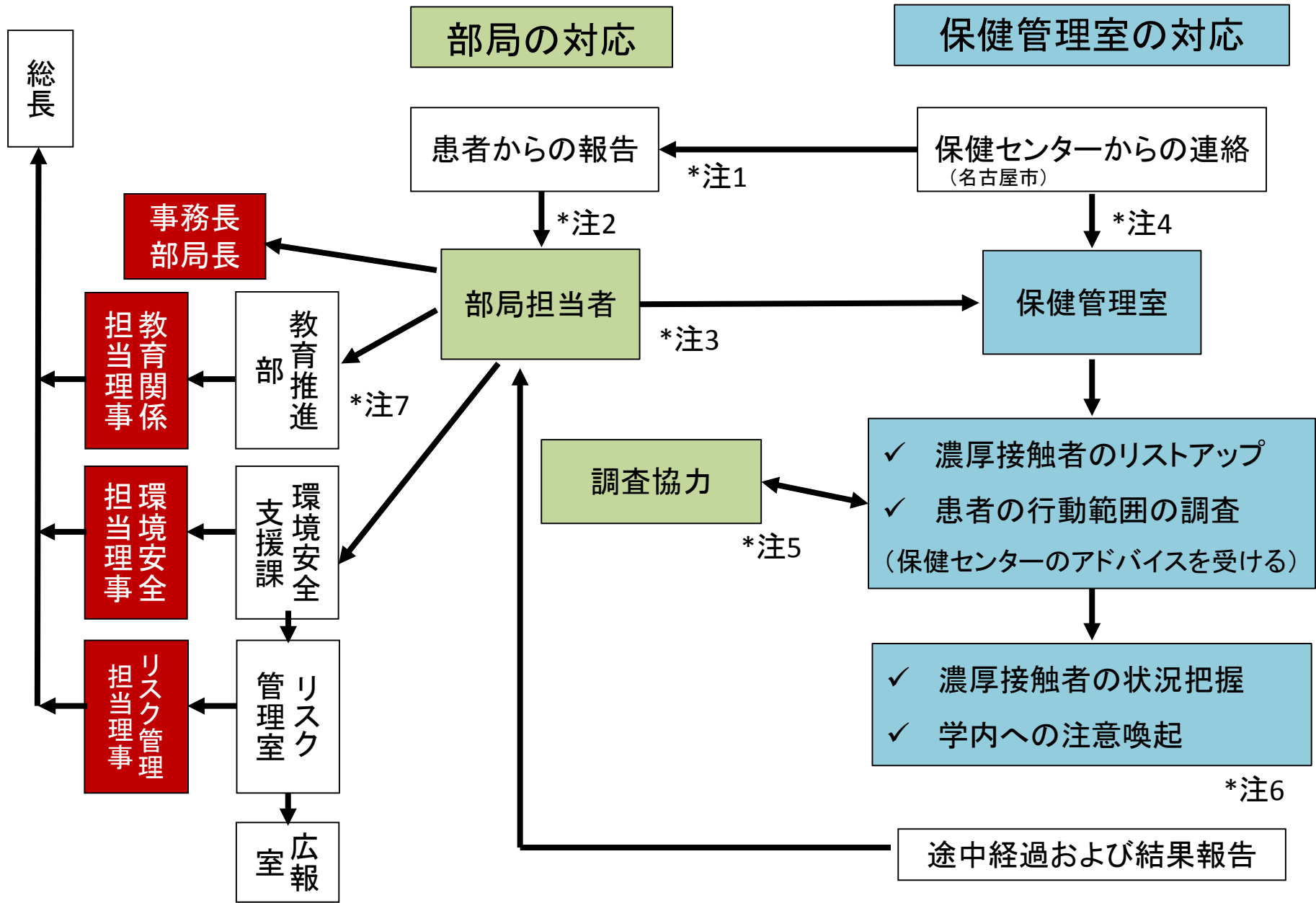


- 注1: 感染性のない結核は保健管理室と相談の上、静観(経過観察)する。
- 注2: 感染性のある場合は、保健センターから保健管理室に連絡がある。
- 注3: 部局担当者は結核患者の所属、学年、氏名等を把握し、診断書の提出を求める。
- 注4: 患者との接触の程度を調査するので、患者と同じゼミや授業出席者などの学務情報の提出が求められる。
- 注5: 感染症法に基づく調査および健康診断であり、目的は以下である。
1. 潜在性結核感染症の発見と進展防止
 2. 新たな結核患者の早期発見
 3. 感染源及び感染経路の探究
- 注6: 健康診断には胸部X線検査、IGRA(血液検査)などがある。通常は、接触の2ヵ月後にIGRA検査を行う。
- 注7: 患者が学生の場合は、教育推進部および教育関係担当理事へも報告する。また、就学上の配慮が必要な場合には、学生相談総合センター、留学生の場合には国際教育交流センターに協力を要請する。

留意事項

1. 感染性のない結核(周囲に感染が拡がるおそれのない結核)は、入院の必要はなく就学・就業してよいが、通院治療を続けていることを把握する必要がある。
2. 患者の個人情報の保護に努めるが、患者と接触したものの調査は個人情報保護法の適用除外である。
3. 感染しても、発病するのは10~15%程度である。

麻しん対応マニュアル

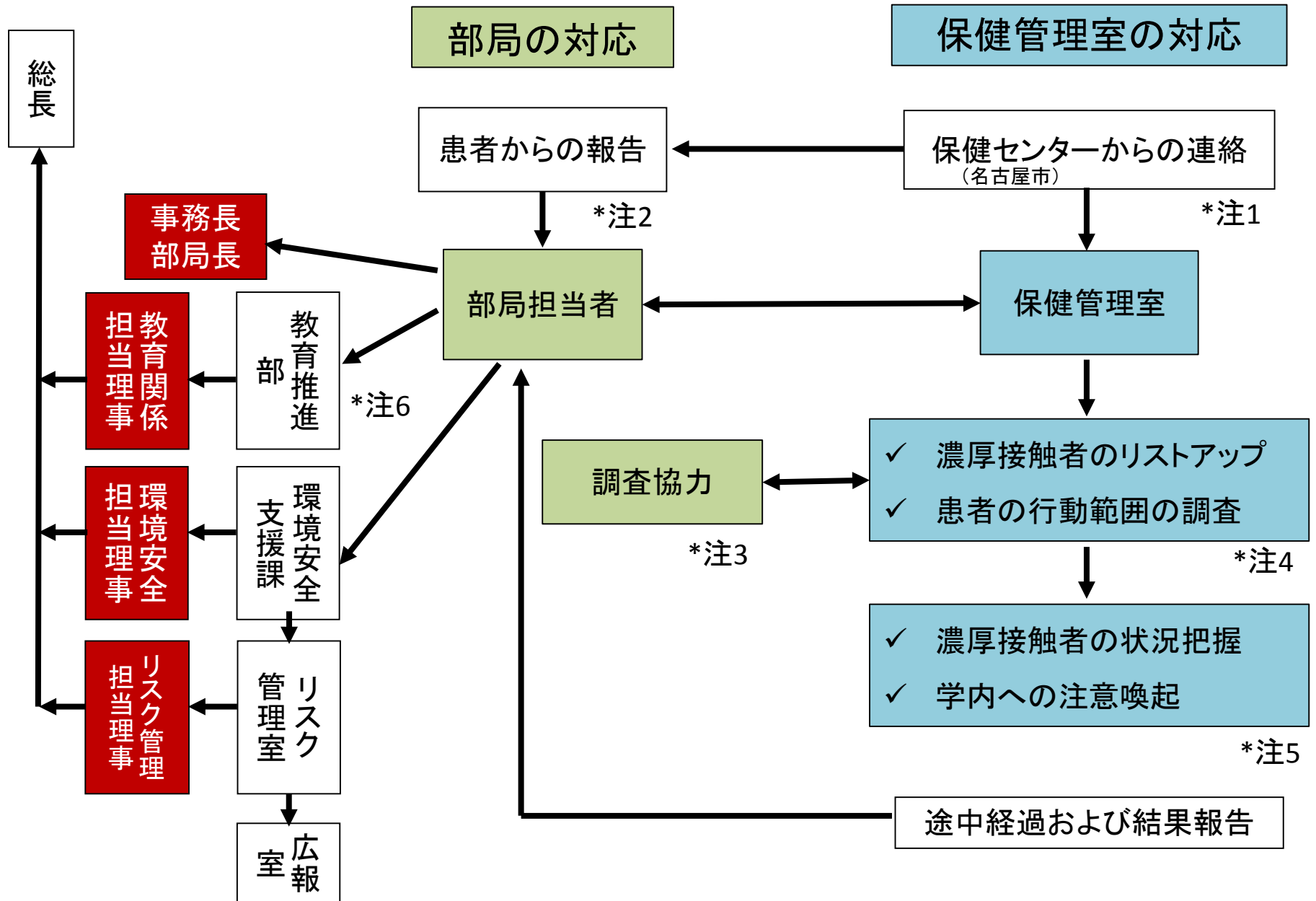


- 注1:保健センターは、患者本人と診断した医師に連絡する。
- 注2:患者あるいは指導教員などから連絡を受けた部局担当者は、患者の所属、学年、氏名等を把握し、診断書の提出を求める。
- 注3:部局担当者は保健管理室に連絡する。
- 注4:接触者の把握が必要と判断された場合は、保健センターは、患者本人に了解をとったうえで、保健管理室に連絡する。
- 注5:患者の行動範囲や患者との接触の程度を調査するので、患者と同じゼミや授業出席者などの学務情報の提出が求められる。
- 注6:学内への注意喚起は、保健管理室と総務部および担当部署(教育推進部または環境安全支援課)が協力して行う。
- 注7:患者が学生の場合は、教育推進部および教育関係担当理事へも報告する。また、就学上の配慮が必要な場合には、学生相談総合センター、留学生の場合には国際教育交流センターに協力を要請する。

留意事項

1. 患者本人の了解が得られない場合は、保健センターは大学(保健管理室、部局)に連絡しない。
2. 患者と接触したものの調査をする際は、できる限り患者の個人情報の保護に努める。
3. 麻疹ウイルスは感染力が強く、免疫がないものが接触した場合は、高い確率で感染し発症する。
4. 周囲に感染させる期間は、発疹出現の3~5日前から発疹出現後4~5日目までである。
5. 感染してから発病するまでの期間(潜伏期間)は、10~12日である。

新型インフルエンザ対応マニュアル



- 注1: 高原病性鳥インフルエンザと確定した場合、保健センターは、患者本人、診断した医師、および保健管理室に連絡する。
- 注2: 患者あるいは指導教員などから連絡を受けた部局担当者は、患者の所属、学年、氏名等を把握し、診断書の提出を求める。
- 注3: 患者の行動範囲や患者との接触の程度を調査するので、患者と同じゼミや授業出席者などの学務情報の提出が求められる。
- 注4: 名古屋市対策本部および保健センターの指示による。
- 注5: 学内への注意喚起は、保健管理室と総務部および担当部署(教育推進部または環境安全支援課)が協力して行う。
- 注6: 患者が学生の場合は、教育推進部および教育関係担当理事へも報告する。また、就学上の配慮が必要な場合には、学生相談総合センター、留学生の場合には国際教育交流センターに協力を要請する。

留意事項

1. 感染してから発病するまでの期間(潜伏期間)は、数日である。
2. 患者の個人情報の保護に努めるが、患者と接触したものの調査は個人情報保護法の適用除外である。